

総務委員会議案説明資料

令和3年12月21日

件名		頁
1 第127号議案	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	2
2 第128号議案	足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	5
3 第129号議案	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
4 第130号議案	足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11

(総務部)

第 1 2 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

件 名	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例																				
所管部課名	総務部 総務課																				
内 容	<p>令和 3 年 1 2 月 6 日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区議会議員の期末手当の支給月数を改定する。</p> <p>1 期末手当の改定（第 8 条第 2 項関係）</p> <p>支給月数の引き下げ 3. 7 5 月 → 3. 6 0 月（- 0. 1 5 月）</p> <p>（1）令和 3 年度</p> <p> 3 月に支給する期末手当 0. 2 5 月 → 0. 1 0 月</p> <p>（2）令和 4 年度以降</p> <p> 3 月に支給する期末手当 0. 1 0 月 → 0. 2 5 月</p> <p> 6 月に支給する期末手当 1. 7 2 5 月 → 1. 6 5 0 月</p> <p> 1 2 月に支給する期末手当 1. 7 7 5 月 → 1. 7 0 0 月</p> <p> <参考></p> <table border="1" data-bbox="363 1104 1465 1330"> <thead> <tr> <th></th> <th>3 月</th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> <th>年間計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>0. 2 5 月</td> <td>1. 7 2 5 月</td> <td>1. 7 7 5 月</td> <td>3. 7 5 月</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td><u>0. 1 0 月</u></td> <td>1. 7 2 5 月</td> <td>1. 7 7 5 月</td> <td><u>3. 6 0 月</u></td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度以降</td> <td><u>0. 2 5 月</u></td> <td><u>1. 6 5 0 月</u></td> <td><u>1. 7 0 0 月</u></td> <td><u>3. 6 0 月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行年月日</p> <p>（1）令和 3 年度に支給する期末手当の改定…公布の日より施行する</p> <p>（2）令和 4 年度以降に支給する期末手当の改定…令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p>		3 月	6 月	1 2 月	年間計	現行	0. 2 5 月	1. 7 2 5 月	1. 7 7 5 月	3. 7 5 月	令和 3 年度	<u>0. 1 0 月</u>	1. 7 2 5 月	1. 7 7 5 月	<u>3. 6 0 月</u>	令和 4 年度以降	<u>0. 2 5 月</u>	<u>1. 6 5 0 月</u>	<u>1. 7 0 0 月</u>	<u>3. 6 0 月</u>
	3 月	6 月	1 2 月	年間計																	
現行	0. 2 5 月	1. 7 2 5 月	1. 7 7 5 月	3. 7 5 月																	
令和 3 年度	<u>0. 1 0 月</u>	1. 7 2 5 月	1. 7 7 5 月	<u>3. 6 0 月</u>																	
令和 4 年度以降	<u>0. 2 5 月</u>	<u>1. 6 5 0 月</u>	<u>1. 7 0 0 月</u>	<u>3. 6 0 月</u>																	
今後の方針																					

改正前	第1条による改正後
<p>第1条～第7条 (省略) (期末手当)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>別表 (省略)</p>	<p>第1条～第7条 (省略) (期末手当)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては100分の10、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>別表 (省略)</p>

改正前（第1条による改正後）	第2条による改正後
<p>第1条～第7条（省略） （期末手当）</p> <p>第8条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4（省略）</p> <p>別表（省略）</p>	<p>第1条～第7条（省略） （期末手当）</p> <p>第8条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の165</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4（省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（省略）</p>

第 1 2 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

件 名	足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例																							
所管部課名	総務部 総務課																							
内 容	<p>令和 3 年 1 2 月 6 日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区長等の期末手当の支給月数を改定する。</p> <p>1 期末手当の改定（第 4 条第 3 項関係）</p> <p>支給月数の引き下げ 3. 1 4 月 → 2. 9 9 月（- 0. 1 5 月）</p> <p>(1) 令和 3 年度</p> <p>3 月に支給する期末手当 0. 2 5 月 → 0. 1 0 月</p> <p>(2) 令和 4 年度以降</p> <p>3 月に支給する期末手当 0. 1 0 月 → 0. 2 5 月</p> <p>6 月に支給する期末手当 1. 4 4 5 月 → 1. 3 7 月</p> <p>1 2 月に支給する期末手当 1. 4 4 5 月 → 1. 3 7 月</p> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="357 1055 1469 1312"> <thead> <tr> <th></th> <th>3 月</th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> <th>年間計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>0. 2 5 月</td> <td>1. 4 4 5 月</td> <td>1. 4 4 5 月</td> <td>3. 1 4 月</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td><u>0. 1 0 月</u></td> <td>1. 4 4 5 月</td> <td>1. 4 4 5 月</td> <td><u>2. 9 9 月</u></td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度以降</td> <td><u>0. 2 5 月</u></td> <td><u>1. 3 7 月</u></td> <td><u>1. 3 7 月</u></td> <td><u>2. 9 9 月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行年月日</p> <p>(1) 令和 3 年度に支給する期末手当の改定…公布の日より施行する</p> <p>(2) 令和 4 年度以降に支給する期末手当の改定…令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p>					3 月	6 月	1 2 月	年間計	現行	0. 2 5 月	1. 4 4 5 月	1. 4 4 5 月	3. 1 4 月	令和 3 年度	<u>0. 1 0 月</u>	1. 4 4 5 月	1. 4 4 5 月	<u>2. 9 9 月</u>	令和 4 年度以降	<u>0. 2 5 月</u>	<u>1. 3 7 月</u>	<u>1. 3 7 月</u>	<u>2. 9 9 月</u>
	3 月	6 月	1 2 月	年間計																				
現行	0. 2 5 月	1. 4 4 5 月	1. 4 4 5 月	3. 1 4 月																				
令和 3 年度	<u>0. 1 0 月</u>	1. 4 4 5 月	1. 4 4 5 月	<u>2. 9 9 月</u>																				
令和 4 年度以降	<u>0. 2 5 月</u>	<u>1. 3 7 月</u>	<u>1. 3 7 月</u>	<u>2. 9 9 月</u>																				
今後の方針																								

改正前	第1条による改正後
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月及び12月に支給する場合には100分の144.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月及び12月に支給する場合には100分の144.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p>

改正前（第1条による改正後）	第2条による改正後
<p>（その他の給与）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の144.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日（給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。）における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の137</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日（給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。）における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p style="text-align: center;">付 則（令和 年 月 日条例第 号）</p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u></p>

第 1 2 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

件 名	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>令和 3 年特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の特別給（期末手当・勤勉手当）改定実施に伴う条例の改正を行う。</p> <p>本年は、職員の特別給の年間支給月数が民間の特別給（賞与）の支給割合を 0. 1 3 月上回っているため、引下げ改定を行う。</p> <p><改正内容></p> <p>1 期末手当・勤勉手当（第 2 9 条・第 3 0 条）</p> <p>（1）民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0. 1 5 月引下げ（現行 4. 6 0 月→4. 4 5 月） 再任用職員については、年間の支給月数を 0. 0 5 月引下げ（現行 2. 4 0 月→2. 3 5 月）</p> <p>（2）支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、3 月の期末手当から差し引き</p> <p>2 施行年月日 公布の日から施行する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p>
今後の方針	

改 正 前	第 1 条による改正案（公布の日施行）
<p>（期末手当）</p> <p>第29条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～5 （省略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第29条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～5 （省略）</p>

第1条による改正後の条例案	第2条による改正案（令和4年4月1日施行）
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の92.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～5 (省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の85</u>、12月に支給する場合には<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u></p>

第 1 3 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

件 名	足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>令和 3 年特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の特別給（期末手当・勤勉手当）改定実施に伴う条例の改正を行う。</p> <p>本年は、職員の特別給の年間支給月数が民間の特別給（賞与）の支給割合を 0. 1 3 月上回っているため、引下げ改定を行う。</p> <p><改正内容></p> <p>1 期末手当（第 1 6 条・第 2 9 条）</p> <p>（1）「足立区職員の給与に関する条例」の改正に伴い、常勤と同様としている会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数を 0. 1 5 月引下げ（現行 2. 5 5 月→2. 4 0 月）</p> <p>（2）支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、3 月の期末手当から差し引き</p> <p>2 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	

改正前	第1条による改正案（公布の日施行）
<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 （省略）</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 （省略）</p>
<p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 （省略）</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 （省略）</p>

第1条による改正後の条例案	第2条による改正案（令和4年4月1日施行）
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 (省略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u></p>